

中国人民银行 国家外汇管理局关于银行业金融机构境外贷款业务有关事宜的通知
银发〔2022〕27号

为推动形成以国内大循环为主体、国内国际双循环相互促进的新发展格局，切实发挥跨境业务服务实体经济、促进贸易投资便利化的作用，进一步支持和规范境内银行业金融机构（以下简称银行）开展境外贷款业务，现就有关事宜通知如下：

一、本通知所称境外贷款业务是指具备国际结算业务能力的境内银行在经批准的经营范围內直接向境外企业发放本外币贷款，或通过向境外银行融出资金等方式间接向境外企业发放一年期以上（不含一年期，下同）本外币贷款的行为。

本通知所称境外企业是指在中华人民共和国境外（含香港、澳门和台湾地区）合法注册成立的非金融企业。

二、境内银行应按照审慎经营原则，综合考虑资产负债情况和币种结构等各方面因素，统筹境内、境外业务发展，在境外贷款余额上限内按规定自主开展境外贷款业务，鼓励对有实际需求的境外企业优先采用人民币贷款。

三、境内银行境外贷款余额（指已提用未偿余额，下同）不得超过上限，即：境外贷款余额≤境外贷款余额上限。

境外贷款余额上限=境内银行一级资本净额（外国银行境内分行按营运资金计）×境外贷款杠杆率×宏观审慎调节参数

境外贷款余额=本外币境外贷款余额+外币境外贷款余额×汇率风险折算因子

境外贷款余额及上限的计算均以人民币为单位，外币境外贷款余额以提款日的汇率水平折算。境内银行基于真实跨境贸易结算办理的贸易融资不纳入境外贷款余额管理。一级资本净额或营运资金以最近一期经审计的财务报告为准（采用银行法

中国人民銀行 国家外貨管理局：銀行業金融機関の
対外貸付業務関連事項に関する通知
銀発〔2022〕27号

「国内大循環」を主体として、「国内国際双循環」を相互に促進させる新たな発展の枠組み構築を推進し、クロスボーダー業務による実体経済への奉仕・貿易投資の利便化促進の役割を適切に發揮させ、国内銀行業金融機関（以下、銀行）の対外貸付業務の実施をさらに支援および規範化するため、ここに関連事項について以下の通り通知する：

一、本通知でいう対外貸付業務とは、国際決済業務の能力を備えた国内銀行が批准を受けた經營範圍内直接国外企業に人民币・外貨建ての貸付を行う、あるいは国外銀行への融資などの方式を通じて間接的に国外企業に期間一年以上（一年を含まない、以下同様）の人民币・外貨建ての貸付を行う行為を指す。

本通知でいう国外企業とは、中華人民共和国の域外（香港・マカオおよび台湾地区を含む）において合法的に登録・設立した非金融企業を指す。

二、国内銀行は、慎重經營の原則に基づき、資産/負債状況および通貨の構成などの各方面の要素を総合的に考慮し、国内・国外業務の發展を統一計画し、対外貸付残高の上限内で規定に基づき自主的に対外貸付業務を行い、実際のニーズがある国外企業に対して人民币建て貸付を優先して採用するよう奨励しなければならない。

三、国内銀行の対外貸付残高（実行済みで未返済の残高を指す、以下同様）は、上限を超過してはならず、つまり、対外貸付残高≤対外貸付残高上限である。

対外貸付残高上限=国内銀行の一级資本純額（外国の銀行の国内支店は運営資金に基づき計算）×対外貸付レバレッジ率×マクロプルーデンス調節係数

対外貸付残高=人民币・外貨建て対外貸付残高+外貨建て対外貸付残高×為替リスク換算因数

対外貸付の残高および上限の計算は、いずれも人民币を単位とし、外貨建て対外貸付残高は、実行日の為替レート水準により換算する。国内銀行の真実のクロスボーダー貿易決済の実施によるトレードファイナンスは、対外貸付残高管理に組

人口径)。中国人民银行、国家外汇管理局根据宏观经济形势和跨境资金流动情况对境外贷款杠杆率、宏观审慎调节参数、汇率风险折算因子进行动态调整（参数设置见附件1）。

境内银行应做好境外贷款业务规划和管理，确保任一时点贷款余额不超过上限。若因银行一级资本净额（营运资金）、境外贷款杠杆率或宏观审慎调节参数调整导致境外贷款余额超过上限，银行应暂停办理新的境外贷款业务，直至境外贷款余额调整至上限之内。

四、境内银行开展境外贷款业务的，应充分了解国际化经营规则和风险管理，建立完善的业务操作规程和内控制度，报中国人民银行、国家外汇管理局或其分支机构备案后实施。提交的备案材料包括但不限于贷款流程管理、专业人员配备、风险控制制度等；与境外银行合作开展境外贷款业务的，还应建立信贷责任、管理和风险分担机制。

五、境内银行可按现行制度规定为境外企业开立银行结算账户办理境外贷款业务，也可以通过境外企业在境外银行开立的账户办理。

六、贷款利率应符合商业原则，在合理范围内确定。

七、境内银行发放的境外贷款，原则上应用于境外企业经营范围内的相关支出，不得用于证券投资和偿还内保外贷项下境外债务，不得用于虚构贸易背景交易或其他形式的投机套利性交易，不得通过向境内融出资金、股权投资等方式将资金调回境内使用。如境外贷款用于境外投资，应符合国内相关主管部门有关境外投资的规定。境内银行应加强对境外贷款业务债务人主体资格、资金用途、预计的还款资金来源及相关交易背景的真实合规性审核，对是否符合境内外相关法律法规进行尽职调查，严格审查境外企业资质，并监督境外企业按照其声明的用途使用贷款资金。境内银行通过向境外

み入れない。一級資本純額あるいは運営資金は、直近一期の監査済みの財務報告を基準とする（銀行法人の範囲を採用）。中国人民銀行・国家外貨管理局は、マクロ経済情勢およびクロスボーダー資金の流動状況に基づき対外貸付レバレッジ率・マクロプルーデンス調節係数・為替リスク換算因数について動態調整を行う（係数の設定は付属文書1を参照）。

国内銀行は、対外貸付業務の計画および管理を適切に行い、いかなる時点でも貸付残高が上限を超過しないよう保証しなければならない。銀行の一級資本純額（運営資金）・対外貸付レバレッジ率あるいはマクロプルーデンス調節係数の調整により対外貸付残高の上限超過に至った場合、銀行は、対外貸付残高を上限内に調整するまで、新たな対外貸付業務の取扱を一時停止しなければならない。

四、国内銀行は、対外貸付業務を行う場合、国際的な経営ルールおよびリスク管理を十分に理解し、完備された業務オペレーション規程および内部統制制度を構築し、中国人民銀行・国家外貨管理局あるいはその分支機構への備案・報告後に実施しなければならない。提出する備案資料は、貸付フロー管理・専門職員の配置・リスクコントロール制度などを含むがこれに限らない；国外銀行と協力して対外貸付業務を行う場合、さらに与信の責任・管理およびリスク分担メカニズムも構築しなければならない。

五、国内銀行は、現行の制度・規定に基づき国外企業のために銀行決済口座を開設して対外貸付業務を取り扱うことも、国外企業が国外銀行において開設した口座を通じて対外貸付業務を取り扱うこともできる。

六、貸付の利率は、商業原則に合致しており、合理的な範囲内で確定しなければならない。

七、国内銀行が実行する対外貸付は、原則、国外企業の経営範囲内の関連支出に用いなければならない。証券投資および「内保外貸（国内保証・国外貸付）」項目の国外債務の返済に用いてはならず、虚構の貿易背景の取引あるいはその他の形式の投機的な裁定取引に用いてはならず、国内への融資・持分投資などの方式を通じて資金を国内に還流させて使用してはならない。対外貸付を国外投資に用いる場合、国内の関連主管部门の国外投資関連規定に合致していなければならない。国内銀行は、対外貸付業務の債務者の主体資格・資金使途・予定する返済原資および関連取引背景の

銀行融出資金等方式间接向境外企业发放一年期以上本外币贷款的，原则上应要求境外银行等直接债权人参照本条规定办理。

八、境外贷款业务涉及跨境担保的，应根据有关规定，区分境内、境外债权人（受益人）分别报送跨境担保相关信息，境内银行因担保履约产生的对外债权应纳入其境外贷款余额管理。

九、境内银行境外贷款还款币种原则上应与贷款币种保持一致。如境外企业确无人民币收入偿还境内银行境外人民币贷款，境内代理行或境外人民币清算行与参加行可为境外企业偿还境内银行境外人民币贷款所产生的跨境人民币结算需求办理人民币购售业务。境内银行可为境外企业偿还本行境外人民币贷款所产生的跨境人民币结算需求提供外汇风险对冲和外汇结汇服务。

十、境内银行应按照有关数据报送要求将境外本外币贷款、跨境收支、账户等信息分别报送至中国人民银行、国家外汇管理局，并于每月初5个工作日内将上月末本行境外贷款余额变动等统计信息报告中国人民银行、国家外汇管理局。所有境外贷款业务材料留存备查，保留期限为该笔境外贷款业务结束之日起5年。

十一、境内银行在办理境外贷款业务时，应当遵守国家法律法规和相关主管部门的规定，遵循依法合规、审慎经营、风险可控的原则，切实做好境外贷款业务的风险管理工作；应按照《中华人民共和国反洗钱法》和其他有关规定，切实履行反洗钱、反恐怖融资、反逃税义务。

真实性・コンプライアンス性審査を強化し、国内外の関連法律・法規への合致についてデューデリジェンス調査を行い、国外企業の与信を厳格に審査し、併せて国外企業がその表明した資金使途に基づき借入資金を使用するよう監督しなければならない。国内銀行は、国外銀行への融資などの方式を通じて間接的に国外企業に期間一年以上の人民元・外貨建て貸付を実行する場合、原則、国外銀行などの直接債権者に本条の規定を参照して取り扱うよう要求しなければならない。

八、対外貸付業務がクロスボーダー担保に関わる場合、関連規定に基づき、国内・国外の債権者（受益者）に区分してそれぞれクロスボーダー担保関連情報を送信・報告しなければならない。国内銀行の担保履行により生じた対外債権は、その対外貸付残高管理に組み入れなければならない。

九、国内銀行の対外貸付の返済通貨は、原則、貸付通貨との一致を保持しなければならない。国外企業に確かに人民元収入がなく国内銀行の対外人民元貸付を返済することができない場合、国内代理銀行あるいは国外人民元クリアリング銀行および参加銀行は、国外企業の国内銀行の対外人民元貸付返済にて生じるクロスボーダー人民元決済ニーズのために人民元両替業務を取り扱うことができる。国内銀行は、国外企業の当該銀行の対外人民元貸付にて生じるクロスボーダー人民元決済ニーズのために外貨リスクヘッジおよび外貨の人民元転サービスを提供することができる。

十、国内銀行は、関連データの送信・報告要求に基づき対外人民元/外貨貸付・クロスボーダー受払・口座などの情報をそれぞれ中国人民銀行・国家外貨管理局に送信・報告し、併せて毎月第5営業日までに前月末の当該銀行の対外貸付残高の変動などの統計情報を中国人民銀行・国家外貨管理局に報告しなければならない。すべての対外貸付業務の資料は検査に備えて保管し、保管期限は、当該対外貸付業務の終了日より5年とする。

十一、国内銀行は、対外貸付業務を取り扱う際、国家の法律・法規および関連主管部門の規定を遵守し、法律遵守およびコンプライアンス準拠・慎重経営・リスクコントロール可能の原則を遵守し、対外貸付業務のリスク管理業務を適切に行わなければならない；《中華人民共和国アンチマネーロンダリング法》およびその他の関連規定に基づき、アンチマネーロンダリング・アンチテロ融資・反脱税業務を適切に履行しなければならない。

<p>十二、开发性政策性银行境外贷款以及自由贸易试验区银行境外贷款等统一按本通知模式管理，境内银行已发放境外贷款余额纳入本通知规定的境外贷款余额管理。境内银行向境外主权类机构发放贷款业务参照本通知规定执行，纳入境外贷款余额管理。境内银行通过自由贸易账户分账核算单元向境外企业发放的贷款，按自由贸易账户相关规定办理（使用境内银行总行下拨人民币资金发放的境外企业贷款须纳入境外贷款余额管理）。境内银行通过离岸账户发放的境外贷款，按离岸银行业务相关规定办理，不纳入境外贷款余额管理。</p> <p>十三、中国人民银行、国家外汇管理局对27家银行（名单见附件2）境外贷款业务实行统一管理，中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构、国家外汇管理局各分支局按照属地管理原则对27家银行以外的银行境外贷款业务进行管理。开展境外贷款业务的银行应于每年6月30日之前向中国人民银行、国家外汇管理局或其分支机构报告最近一期经审计的资本数据、上年度境外贷款业务开展情况和本年度计划。</p> <p>十四、本通知自2022年3月1日起实施。《中国人民银行关于政策性银行为合格境外机构办理人民币贷款业务和货币互换业务有关问题的通知》（银发〔2007〕81号）、《中国人民银行关于境内银行业金融机构境外项目人民币贷款的指导意见》（银发〔2011〕255号）同时废止。</p> <p>附件1： 参数设置 附件2： 27家银行名单</p>	<p>十二、開発性・政策性銀行の対外貸付および自由貿易試験区の銀行の対外貸付などは、本通知のモデルに基づき統一的に管理し、国内銀行の実行済み対外貸付残高は、本通知の規定する対外貸付残高管理に組み入れる。国内銀行が国外主権類機構に対して実行する対外貸付業務は、本通知の規定を参照して執行し、対外貸付残高管理に組み入れる。国内銀行の自由貿易口座独立勘定ユニットを通じて国外企業に実行する貸付は、自由貿易口座の関連規定に基づき取り扱う（国内銀行本店が割り当てた人民元資金にて実行する国外企業への貸付は、必ず対外貸付残高管理に組み入れなければならない）。国内銀行がオフショア口座（OSA口座）を通じて実行する対外貸付は、オフショア銀行業務の関連規定に基づき取り扱い、対外貸付残高管理には組み入れない。</p> <p>十三、中国人民銀行・国家外貨管理局は、27行の銀行（リストは付属文書2を参照）の対外貸付業務に対する統一管理を実行し、中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構・国家外貨管理局各分支局は、属地管理の原則に基づき27行以外の銀行の対外貸付業務を管理する。対外貸付業務を行う銀行は、毎年6月30日までに中国人民銀行・国家外貨管理局あるいはその分支機構に直近一期の監査済み資本データ・前年度の対外貸付業務の実施状況および本年度計画を報告しなければならない。</p> <p>十四、本通知は、2022年3月1日より実施する。《中国人民銀行：政策性銀行による適格国外機関投資家のための人民元貸付業務および通貨スワップ業務取扱関連問題に関する通知》（銀発〔2007〕81号）・《中国人民銀行：国内銀行業金融機関の国外プロジェクトに係る人民元貸付に関する指導意見》（銀発〔2011〕255号）は、同時に廃止する。</p> <p>付属文書1： 係数設定（仮訳省略） 付属文書2： 27行の銀行リスト（仮訳省略）</p>
--	---